

住民監査請求の監査結果を受けた教育委員会の対応について

## 1. 住民監査請求の概要

- 奈良県知事は、知事、県立高田高校長及び受注者に対し、令和元年度の高田高校の耐震関連工事として支払った合計10,222,200円の2割に当たる2,044,440円の損害賠償請求をせよ。

## 【請求の理由】

以下のとおり、違法な随意契約が締結されたことにより、競争性が不当に喪失させられ、工事請負代金が上昇

## (1) 合理的な理由もなく分割発注された工事

- ・平成31年4月～令和2年3月の間、6件の耐震関連工事をいずれも少額随意契約（予定価格が250万円以下の工事請負契約）の方法により、受注者と契約

## (2) 分割発注の違法性

- ・6件の耐震関連工事は、施工場所、工期、工事の種類が相互に密接に関係
- ・通常であれば、これらを1個の契約として締結されるものを6個の契約に分割個々の契約金額を少額随意契約が可能な250万円の枠に収めている。
- ・意図的に細分化することは、随意契約を定める法令の趣旨を潜脱し、濫用するもの

## (3) 校長、知事及び受注者の故意、重過失

- ・校長は、上記(2)が違法な「分割発注」であることに加え、平成31年4月の定期監査において、「工事の不適切な分割発注について」として、指摘を受けている。
- ・知事は、校長が違法な「分割発注」を放置し、又は過失によって阻止しなかった。
- ・受注者は、校長と共に謀の上、県に不当な損害を与えており、共同不法行為を構成

## 2. 監査結果の概要

- 6件の耐震関連工事のうち地方自治法の要件を満たさないため却下されたものを除く3件の工事については、以下の理由により棄却

6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約すべきであった旨の請求人の主張には理由がない。

- ・学校運営上の負担考慮から、耐震工事は、可能な限り夏季休業期間を中心に実施
- ・6件の耐震関連工事の一体化に伴う当該工事の遅れが、耐震工事の着工、完成等の遅れにつながることを回避したいとの考えに相応の理由があると認められる。
- ・校長が6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約しなかったことについては、不合理とは認められない。

県に契約金額の2割相当の損害賠償請求権がある旨の請求人の主張には理由がなく、県の損害が生じているとは認められない。

- ・6件の耐震関連工事の契約金額と、仮に6件一体で入札を実施した場合に想定される契約金額を比較したが、県に損害が生じているとは認められない。

## 3. 監査結果を受けた対応：～再発防止に向けた取組～

- 監査結果における以下の指摘を受け、教育委員会では、次のとおり再発防止に取り組む。  
「教育委員会事務局において、予算要求や予算令達の過程で、工事内容や契約方法等の確認を十分に行っていなかった」  
「組織として会計法令等を遵守して適正に会計事務を行うことについて認識が欠けていた」  
「契約事務の適性化に向けた実効性のある取組を推進する必要がある」

- ① 予算要求・編成段階における次年度事務執行や調達手続開始前の調整・協議の徹底等
- ② 校長に対して、契約事務に関する注意を喚起し、自覚を促す。
- ③ 県立学校の事務職員等に対する会計事務・契約事務手続き等に関する研修の実施
- ④ 会計事務・契約事務手続等に関するマニュアルの作成、周知
- ⑤ 予算の令達要求時期の遅延防止の徹底
- ⑥ 各学校の監査結果（指摘や注意）の情報を早期に教育委員事務局及び他校で共有する。